

自民党貸金業制度等に関する 小委員会へ提出した資料

日本弁護士連合会
上限金利引き下げ実現本部

2006年5月30日

「貸金業制度等に関する小委員会」ヒアリング5（行為規制、参入規制等）

日本弁護士連合会 上限金利引下げ実現本部
事務局長 弁護士 新里 宏二

1 行為規制について

- ・大手貸金業者が違法取立等を理由に行政処分を受けている事実・規制の実効性確保が必要

＜参考資料＞アイフル、武富士に対する行政処分の概要
違法取立の裁判例

2 説明義務について

- ・公正証書や保証人をめぐる問題
- ・貸金業者の説明義務を明示し、行政処分や罰則を定めることが必要

＜参考資料＞SFCGに対する行政処分の概要
報道記事

「貸金業関係の事務ガイドラインの一部改正案に対する意見書」

(2005.3.18)

3 参入規制について

- ・営業保証金制度の導入が必要

＜参考資料＞「貸金業の規制等に関する法律の改正に関する意見書」

(2001.12.21)

アイフル株式会社（貸金業登録業者）の業務停止について

1. 当局登録貸金業者であるアイフル株式会社については、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）に基づく立入検査及び報告徴収を行った結果、貸金業規制法に違反する事実が下記2のとおり認められたので、下表のとおり業務を停止することを平成18年4月14日付で命じた。

営業所	業務停止期間	停止対象業務
陳早店	H18.5.8 ~ 5.27	業務の全部（非済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く）
五條郭店 新居浜店	H18.5.8 ~ 6.1	業務の全部（非済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く）
コンタクトセンター福岡	H18.5.8 ~ 5.27	H18.5.8 ~ 5.10：業務の全部（非済の受領に関する業務及び債権の保全行為を除く） H18.5.11 ~ 5.27：カウンセリングセンター九州の業務の全部（非済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く）
その他の全店	H18.5.8 ~ 5.10	業務の全部（非済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く）

2. 違反事実

(1) 陳早店の事実

平成17年2月25日、陳早店において、貸付けの業務を行うに当たり、資金需要者である顧客から委任を受けていないにもかかわらず、貸金業務取扱主任者が当該顧客の名称を用いて委任状を作成し、当該委任状を使用して当該顧客の公的証明書類を取得した。当該行為は、貸金業規制法第13条第2項の規定に違反する。

(2) 五條郭店の事実

平成16年3月から9月にかけて、五條郭店において、家庭裁判所から補助開始の審判を受けた債務者に対する貸付けの契約について、債務者の補助人から当該契約を取り消す旨の意思表示書面を受領したにもかかわらず、支店長等が債務者に列し当該債権の取立てを行った。当該行為は、貸金業規制法第13条第2項の規定に違反する。また、当該書面を受領した事実を帳簿に記載しなかった。当該事実、貸金業規制法第19条の規定に違反する。

(3) カウンセリングセンター九州の事実

平成16年6月、カウンセリングセンター九州において、正当な理由なく債務者の勤務

先へ架電を行い、さらに債務者から勤務先への架電を止めるよう改めて申し出を受けたにもかかわらず、執拗に勤務先へ架電を行い、債務者を困惑させた。当該行為は、貸金業規制法第21条第1項の規定に違反する。

(4) 西日本管理センター3係の事実

平成17年5月、西日本管理センター3係において、債務者の母親の居住する実家へ連綿して督促書面を送付するとともに、数回にわたり架電し、母親に非済をなされるよう不安をおおき、母親を困惑させた。当該行為は、貸金業規制法第21条第1項の規定に違反する。また、これらの交渉を行った事実の多くについて帳簿に記載しなかった。当該事実、貸金業規制法第19条の規定に違反する。

(5) 新居浜店の事実

平成16年11月下旬から12月初めにかけて、新居浜店において、債務者に対する債権の取立ての交渉に当たり、第三者から非済資金を調達するよう執拗に求めるとともに、妻や母親を交渉に参加させるよう執拗に迫り、債務者を困惑させた。当該行為は、貸金業規制法第21条第1項の規定に違反する。また、これらの交渉を行った事実について帳簿に記載しなかった。当該事実、貸金業規制法第19条の規定に違反する。

なお、違反事実の発生に関しては、社内規定等の不備や取立行為に関する指導の不徹底等、本社において違反行為を未然に防止するための適切な対応が講じられていなかったことが認められ、これらの違反事実がいずれも平成16年1月施行の改正貸金業規制法において拡充された規定に違反するものであることを踏まえれば、改正貸金業規制法の趣旨を踏まえた内部管理態勢の再構築や法令遵守意識の浸透・徹底が十分に図られていなかったものと認められる。

(参考)

アイフル株式会社の概要

1. 商号 アイフル株式会社
2. 代表者 代表取締役社長 植田 吉孝
3. 登録番号 近畿財務局長（8）第00218号
4. 所在地 本店 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
5. 登録年月日 平成17年3月30日（当初 昭和59年3月30日）

（問い合わせ先）

近畿財務局理財部 金融監督第3課
06-6949-6371（ダイヤルイン）

平成17年11月25日
関 東 財 務 局

賞金業者に対する行政処分について

株式会社SFCGに対する立入検査及び報告徴収を行った結果、下記のとおり、賞金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号、以下「規制法」という。）第20条及び第17条に違反した事実が認められた。本局、同社に対して、規制法第36条第1号の規定に基づき、平成17年12月5日から平成17年12月16日までの12日間、全ての営業所又は事務所（東京支店及び大宮支店を除く。）における業務の全部（非済の受領に関する業務（約定返済期日に返済するための振込用紙の送付に関する業務を含む。）、訴訟又は調停に応ずる業務及び関東財務局が特に必要と認めた業務を除く。）を停止すること、並びに、平成17年12月5日から平成17年12月26日までの22日間、東京支店及び大宮支店における業務の全部（非済の受領に関する業務（約定返済期日に返済するための振込用紙の送付に関する業務を含む。）、訴訟又は調停に応ずる業務及び関東財務局が特に必要と認めた業務を除く。）を停止することを命じた。

記

1. 同社は、保証人から取得した「保証債務の限度額その他保証人が負担する債務の範囲」が記載されていない「貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行を受けるべきことを記載した公正証書の作成を公証人に委託すること」を代理人に委任することを証する書面」を使用して、保証債務の限度額を超える貸付けの金額を保証額とする公正証書を作成した事実が認められた。さらに、大宮支店では、保証人に対して、平成16年2月18日に作成した保証債務の限度額を超える貸付けの金額を保証額とする公正証書により、平成16年8月31日に保証債務の限度額を超える金額を差押債権とすると債権差押命令申立を行い、裁判所から債権差押命令を得て強制執行を行った。
2. 同社東京支店は、保証人と平成9年9月26日に保証契約を締結した際に、不動産を所有していない同人が、将来取得不動産に対する担保当座設定の同意は契約上取り付けつつ不動産の記載のない「担保当座設定契約証書兼不動産登記承諾書」（以下「承諾書」という。）を取得した。その後同人が取得した不動産を同承諾書に追記して、平成14年2月15日に担保当座設定登記を行った。しかしながら、物的担保が特定された後ににおいても、同人に当該物的担保の内容を明らかにする書面を交付していない。

(参 考)

株式会社SFCGの概要

1. 商 号 株式会社SFCG
2. 代 表 者 代表取締役 大島健伸
3. 主たる営業所 東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号
4. 等の所在地 日本橋室町センタービル
5. 登録番号 関東財務局長(6)第00754号

平成16年6月20日

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部 金融監督第4課
電話 048-600-1152
(ダイヤルイン)

平成15年8月1日
関 東 財 務 局

株式会社武富士に対する行政処分について

株式会社武富士については、当局的検査の結果、以下のとおり債権の取立てに当たって貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第21条第1項の規定に違反した事実が認められた

関東財務局は、本日、同社に対して、同法第36条の規定に基づき、平成15年8月2日から平成15年8月16日までの15日間、守口支店の業務の全部（非済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を停止することを命じた。

記

債務の支払いに係る調停申し立てが行われた事実を承知しているにもかかわらず、調停が成立するまでの間に電話等により反復継続して債務者に対し債権の取立てを行っている行為が認められる。当該行為は、貸付けの契約に基づき債権の取立てに当たって、その私生活の平穏を害する行為で債務者を困惑させるものであり、同法第21条第1項に違反する。

株式会社武富士の概要

1. 商 号 株式会社武富士
2. 代 表 者 代表取締役 清 川 昭
3. 主たる営業所等の所在地 東京都新宿区西新宿8丁目15番1号
4. 登録番号 関東財務局長(7)第00020号
5. 登録年月日 平成13年12月20日

平成16年12月17日
関東財務局

貸金業者に対する行政処分について

株式会社武富士に対する立入検査において、下記のとおり、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号、以下「規制法」という。）第19条に違反した事実が認められた。

関東財務局は、本日、同社に対して、規制法第36条第1号の規定に基づき、平成16年12月20日から平成16年12月24日までの5日間、錦糸町支店における事務の受領に関する業務を除く業務の全部を停止することを命じた。

記

同社は、錦糸町支店の貸付けの契約に基づき債権に關し、平成16年4月2日、法律上支払義務のない者に対し、債務者の借入れに関する事実を開示のうえ債務の弁済を要求した交渉の経過について、帳簿に記載していない。

(参考)

株式会社武富士の概要

1. 商 号 株式会社武富士
2. 代 表 者 代表取締役 元 久 存
3. 主たる営業所 東京都新宿区西新宿8丁目15番1号
管の所在地
4. 登録番号 関東財務局長(7)第00020号
5. 登録年月日 平成13年12月20日

【判例ID】 28051086
損害賠償請求控訴事件
大阪高裁平一一(ネ)一二五三号
平11・10・26民四部判決

判 決

控訴人 甲野太郎
右訴訟代理人弁護士 植田勝博
同 尾川雅清
同 前川清成
同 西田広一
同 木村重夫
同 二宮誠行
被控訴人 アイフル株式会社
右代表者代表取締役 川北太一
右訴訟代理人弁護士 姫野敬輔
同 河野勉
同 松本智之

主 文

- 一 原判決を次のとおり変更する。
被控訴人は、控訴人に対し、金三万五万円及び内金三〇万円に対する平成八年一月二八日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。控訴人のその他の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は第一、二審を通じ、これを一〇分し、その一を被控訴人の、その九を控訴人の各負担とする。
- 三 この判決は、右一につき金員の支払を命ずる部分に限り仮執行をすることができる。

事実及び理由

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴人

- 1 原判決を取り消す。
被控訴人は、控訴人に対し、金五五〇万円及びこれに対する平成八年一月二八日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 3 右1のうち金員の支払を命ずる部分につき仮執行の宣言

二 被控訴人

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第二 事案の概要

一 事案の要旨

本件は、金融業者である被控訴人から金員を借り入れていた控訴人が、被控訴人の従業員である(当時)村瀬茂(以下「村瀬」という。)から暴行を加えられるなどの違法な取立てを受けたとして、使用者責任(民法七五一条一項)に基づき、損害金五五〇万円(精神的苦痛に対する慰謝料五〇〇万円及び弁護士費用五〇万円)及びこれに対する不法行為時である平成八年一月二八日から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

これに対し、被控訴人は、右暴行等の事実を否認し、損害額を争っている。

二 争いのない事実

- 1 被控訴人は、金融業を営む会社であり、平成八年一月二八日当時村瀬を従業員として雇用していた。
- 2 控訴人は、平成八年一月二八日時点において、被控訴人に対し、借入債務を負っていた。
- 3 村瀬は、平成八年一月二八日午後八時ないし八時三〇分ころ、控訴人に右債務の返済を求めるため、大阪府豊中市庄内東町所在のアパート二階にある控訴人の自宅を訪問した。

三 争点及び争点に関する当事者の主張

- 1 控訴人が村瀬から暴行を加えられる等の違法な取立てを受けたか。

(控訴人の主張)

原判決四頁末行から同八頁一〇行目までのとおりであるからこれを引用する。

(被控訴人の主張)

原判決九頁一行目から同一三頁末行までのとおりであるからこれを引用する(ただし、同九頁一〇行目から一一行目にかけての「いただけませんか」を「いたしませんか」と改める)。

- 2 前記違法な取立てがあった場合、控訴人の損害額はいくらか。

(控訴人の主張)

控訴人は、前記違法な取立てにより精神的苦痛を被ったがこれに対する慰謝料相当額は五〇〇万円が

相当であり、弁護士費用は、五〇万円が相当である。

(被控訴人の主張)

控訴人の右主張は争う。

第三 争点に対する判断

一 争点1について

1 前記争いのない事実及び《証拠略》によると次の事実が認められる(《証拠判断略》)。

(一) 控訴人は、被控訴人から平成七年四月に五万円を借り入れたのを初めとし、複数回の借入れと弁済を繰り返したが同年七月ごろから延滞がちとなり、そのころから一〇〇円未満の金額の弁済を繰返すことがあった。

同年一月八日には、被控訴人の社員である桑津某が控訴人の自宅を訪ねて督促し控訴人から七〇〇〇円の弁済を受けた結果、被控訴人の計算(利息二九・二%、遅延損害金三九・九三%)では右同日の貸付金残金は三三万三四九九円となった。

その後控訴人は、被控訴人から電話による督促を何度も受け、二度にわたり右桑津から自宅への訪問を受けたが、約定の弁済をしなかった。

(二) 被控訴人の従業員村瀬(当時三四歳)は、平成八年一月二八日午後八時ないし八時三〇分ごろ右借入金督促のため、控訴人の前記自宅(当時)を訪れた。

右自宅は、二階建てアパートで、一階に住人共用の玄関があり、控訴人宅は、二階にあった。

村瀬は、控訴人に対し、被控訴人の従業員であることを告げ、控訴人であることを確認後、控訴人の手を掴んでアパート二階から一階の玄関まで控訴人を引きずり出し、玄関で胸ぐらを掴んで絞め上げ、その際、控訴人のシャツのボタンがはじけとんだ。村瀬は、控訴人に対し、「どうなってんか。借りてこい。」などと大声で言っており、控訴人が手持の現金がないという、他人から借りてくるよう要求した。

(三) その後控訴人は村瀬に右アパートから少し離れたマンションの前まで連れて行かれ、マンション近くの乙山商店(酒屋)に入り同商店で金を借りるように言われた。

(四) 控訴人は、乙山商店の店主と面識はなかったが、村瀬に言われて同商店に入り、言われるままに店主に対し借金を申し込んだ。店主から借金を断られると、村瀬は、頼み方が悪いと控訴人に土下座するように言っており、控訴人の後頭部を押え付けた。そして同店内において村瀬は、控訴人のふくらはぎを蹴った。

(五) 控訴人が乙山商店を出ると、村瀬は、控訴人にマンション内をまわり金を借りてくるよう要求し、控訴人がこれを断ると、控訴人の胸ぐらを掴み、顔を三回ほど平手で殴ったため、控訴人は近くの豊中南警察署庄内派出所へ行き、以上の経緯を警察官に話した後、三日後の平成八年一月二日ごろ豊中南署に被害届を提出した。

(六) 村瀬は、平成九年一月七日被控訴人から退職し、現在所在は不明である。

2 前記認定に対し、被控訴人は、前記のとおり、村瀬の暴行、暴言を否定する主張をし、これに沿う証拠として、被控訴人担当者作成の村瀬からの事情聴取を記載した調査報告書を提出するので検討する。

右報告書には村瀬が、「〔1〕控訴人のアパートでは借金のお話を人に聞かれないよう外に出てもらって話をした、控訴人が以前知人に頼んで金策すると言っていたので聞いたところ、控訴人は『近所の酒屋へ行こう。』というのでついて行った。〔2〕控訴人は、主人に金策を依頼したが、頭を下げないのはいくら友人でも頭を下げるのが礼儀であると思ひ控訴人の後頭部に手をふれて頭を下げさせたが暴行は加えていない」等の報告をした旨の記載がある。

しかしながら、右記載にかかる村瀬の報告は次のとおり信用できないというべきである。

(一) 右〔1〕については前記のとおりアパート一階の玄関は共用になっており、他の住人が通るところであるから、右玄関近くで借金取立ての話をすることは、自宅内で話をすることより他人に聞かれるおそれが高く、話を聞かれないよう任意に外へ出てもらったとの村瀬の報告は、不合理である。右報告では、控訴人は、知人に頼んで金策するとして、実際は知り合いでもない乙山商店へ村瀬を案内したというが、知り合いでもない第三者に借金の申し込みに行くことは通常考えられないうえ、同商店に行けばすぐに控訴人が同商店の者と知り合いではないことが分かる筈であり、そのようなみえすえた嘘をつくのは不自然であること及び同商店の店内で控訴人は、殆どしゃべらず、村瀬が「ちゃんと頼んで金を借り」といい、控訴人の頭を押さえつけたのであるから、村瀬が主導的であった様子が窺えることからすれば、控訴人は何らかの強制力を加えられて、同商店に行ったと考える方が自然である。

(二) また、〔2〕については、乙山商店に行った際の村瀬の言動も、土下座をさすようなこともしたこと、後記3記載の乙山作成の陳述書には、村瀬の暴行があった旨記載されていることからすれば、礼儀上頭を下げさせたとの村瀬の右報告の内容は到底信用しがたい。

(三) そうすると、乙三は採用できない。

3 次に前記認定に抵触し、あるいは抵触する如き他の証拠につき以下検討する。

(一) 控訴人は、乙山商店において、店主の面前で村瀬が控訴人の頭を殴ったり、足を蹴ったりした旨供述し記載ないし供述するところ、証人乙山の証言中ではこれを否定する部分がある。

しかし、右証言前である平成九年九月九日付同証人作成の陳述書には「(控訴人が村瀬から)頭をはつられ、暴行を受けている」事実を目撃した旨が記載されており、同証人は、証人尋問においては、「(控訴人は)頭をはつられ、(村瀬の)手足が出た感じがしますし、土下座さすようなことをさせていました」とも供述していること、同証人は、証言をするにあたり、控訴人代理人に要求して、被控訴人より危害を加えられないよう控訴人代理人が保証する旨の差入書を得ているが、これは、同証人の目撃した村瀬の行動に照らしてとった措置であると推認されること等からすれば、同証人の証言中、前記認定に反する部分は措信できない。

なお、前記陳述書は控訴人が文面を作成したものに乙山が署名押印したものであるが、同人は、内容を讀んで署名押印したものであり、作成日である平成九年九月九日までには、被控訴人の社員や警察官が村瀬の行為に関し調査もしくは捜査のため乙山商店に來訪しているものであって、当然村瀬の暴行の有無が問題になっていることは承知していたはずであるから、右陳述書の内容は乙山の右作成時の認識に沿うものというべきである。

(二) 控訴人は、豊中南警察署庄内派出所の警察官に対し暴行を受けた事実を申告した際、身体に視認できる痕跡がなかった事実が認められる。しかし、暴行を受けたとしてもその程度により身体に痕跡が残らないことはありうるといえるから、前記認定したふくらはぎを一回程度蹴られ、顔を三回程度殴られた位であれば、痕跡がないことをもって直ちに暴行の事実を否定し去ることはできない。

(三) 前記認定のとおり控訴人が前記派出所に行った際、村瀬も同行しているところ、暴行を受けたと被害者が申告するのにその加害者が阻止せず、同行するのは不自然ではないかとの疑問もないではない。しかしながら、村瀬は、同行する前に被控訴人の店長森下に電話をかけ、その指示により同行した事実が認められ、したがって、村瀬自らの判断により同行したとはいえないことからすれば、前記事情をもって、村瀬の暴行、暴言の事実を否定することはできない。

4 前記1の認定事実によれば、村瀬の本件取立行為は、貸金の回収目的でしたものとはいえ、夜間控訴人を、その意に反してその自宅より連れ出し、控訴人にとり初対面の第三者に対し、借金の申し込みをさせて控訴人の名誉を侵害し、暴行を加えることにより不法に身体に危害を加えたものであって、債権回収行為として社会通念上許されるべき範囲を逸脱した違法な行為であるといえ、また、右行為は、被控訴人の業務の執行につきなされたものであるから、被控訴人は、村瀬の使用者として民法七一条により控訴人の受けた損害を賠償する義務がある。

二 争点2について

右認定した違法行為の態様と控訴人と被控訴人間の金銭貸借に基づく履行の態様等を総合すると、控訴人が被った精神的損害は三〇万円をもって相当と認められる。

そして、控訴人は、控訴人代理人らに本件訴訟を委任し、相当額の報酬を支払うことを約したことが認められるから、村瀬の右不法行為と相当因果関係のある弁護士費用としては、五万円が相当である。

したがって、被控訴人は控訴人に対し、民法七一条の使用者責任に基づき右損害金合計三五万円及び内金三〇万円に対する不法行為の日である平成八年一月二八日から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。

三 結論

以上によると、控訴人の本訴請求は、右の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却すべきである。よってこれと異なる原判決を右のとおり変更することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 武田多喜子 裁判官 正木きよみ 三代川俊一郎)

会長声明・意見書など

意見書等

意見書等 Subject:2001-12-21

貸金業の規制等に関する法律の改正に関する意見書

2001(平成13)年12月21日
日本弁護士連合会

本意見書について

第1 意見の趣旨

貸金業の規制等に関する法律(以下「貸金業規制法」という。)の一部を改正し、貸金業に関し、別紙記載の内容による営業保証金制度を創設すべきである。

第2 意見の理由

1. 開業規制強化の必要性

(1) ヤミ金融の激増

最近、出資取締法5条所定の上限金利を大幅に超える割合による利息の契約をし、これを超える割合による利息を受領している貸金業者(以下「ヤミ金融」という。)が激増している。

かつては、「トイチ」(利息が10日で1割)が高利貸しの代名詞であったが、現在ではむしろ、「トニ」(利息が10日で2割)、「トサン」(利息が10日で3割)がヤミ金融の主流であり、「トヨン」(利息が10日で4割)、「トゴ」(利息が10日で5割)も珍しくない。

(2) ヤミ金融の被害

出資取締法の上限を超える約定利息を定めた金銭消費貸借契約は、利息制限法所定の制限利率超過部分のみならず、契約全体が民法90条にいう公序良俗に反する暴利行為として無効であり、借主が受領した金員は不法原因給付となるから、原則として支払義務を生じない(民法708条)と考えられる。

しかしながら、ヤミ金融の違法な取立行為等が横行し、借主はその法律上義務のない支払いを事実上強制され、わずか2、3か月の間に受領額の2、3倍もの金員を支払うことを余儀なくされる。

このようなヤミ金融による違法な取立行為は、枚挙に暇がない。

数分おきに反復継続して電話で督促をする、自宅に押し掛け長時間居座る、支払義務のない家族・親戚等に対し請求する、自宅玄関に張り紙等をする、勤務先に押し掛け上司との面談を強要する等の事例は、ヤミ金融においては日常茶飯事であり、債務者を事務所に呼びだし、現金を用意するまで、または新たに保証人をつけさせるまで監禁する、債務者の自宅を占拠し家具等を勝手に運び出すといった極めて悪質な例も後を絶たない(貸金業規制法21条、金融監督庁事務ガイドライン第三分冊3-2-2を参照)。

その結果、借主が退職を余儀なくされ、家族が離散し、夜逃げや自殺、一家心中等に追い込まれるなどの深刻な被害が続出している。

(3) 責任追及の困難さ

これらの場合、資金需要者等は当該ヤミ金融業者に対し不当利得返還請求権や不法行為による損害賠償請求権を取得するが、その権利を実現することは、不可

能ないし著しく困難であることが少なくない。

ヤミ金融は、頻繁に社名変更・事務所移転等を繰り返しているため、責任追及をしようとしたときには既に所在不明となっている場合が少なくないこと、新住所等が判明しても新旧業者の同一性を立証するのは困難であること、そのような事情がなくとも、ヤミ金融自体が無資力であり、強制執行しうる財産を有しないこと、などがヤミ金融に対する責任追及の障害となっている。

(4) 開業規制強化の必要性

現在、違法ヤミ金融の跋扈により資金需要者等に甚大なる被害を与える事例が続出し、「貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする」貸金業規制法の趣旨(同法1条)が没却されている。

現行貸金業規制法では、貸金業に関し種々の業務規制措置が講じられており、違反した場合につき内閣総理大臣又は都道府県知事による監督(同法第5章)や刑事罰(同法第7章)が定められているが、それにもかかわらず貸金業者による違法行為が横行しているという現状に鑑みると、上記貸金業規制法の趣旨を実現するためには、現行貸金業規制法における業務規制措置だけでは不十分であり、貸金業者の違法行為により損害を被った者や貸金業者の不当利得により損失を受けた者に対し、その損害(損失)を補填する途を開くとともに、そもそも貸金業を営むにふさわしくない者が貸金業を営むことを防止することを目的として、貸金業に関する開業規制を強化すべきである。

2. 営業保証金制度の創設

(1) 営業保証金制度創設の目的

貸金業に関する開業規制強化の具体的方策としては、別紙記載の内容による営業保証金制度を創設し、貸金業者は営業保証金を供託し、その旨をその登録を受けた内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出た後でなければその事業を開始してはならないものとする貸金業に関する開業規制強化の具体的方策としては、別紙記載の内容による営業保証金制度を創設し、貸金業者は営業保証金を供託し、その旨をその登録を受けた内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出た後でなければその事業を開始してはならないものとするのが相当である。

営業保証金は、a)貸金業者がその業務に関連して負担した債務の支払いを担保し、もって資金需要者等の保護を図るとともに、b)貸金業者が貸金業を健全に遂行するに足る財産的基盤を有することの証拠金の意味をもち、もって貸金業者の社会的信用を高めることを目的とするものである。

以下、上記a)及びb)について詳述する。

(2) 貸金業者がその業務に関し負担した債務の担保

ア. 損害賠償義務

貸金業規制法21条に違反する取立行為等、貸金業者による違法行為が横行していることは、ヤミ金融に限らず、貸金業者一般の傾向でもある。

最近では、刑事事件としては商工ローン最大手の㈱日栄の元社員の取立行為につき、平成12年1月27日東京地方裁判所において有罪判決(恐喝未遂罪)が出された事例などがあり、民事事件としてはサラ金大手アイフルの社員の取立行為につき、平成11年10月26日大阪高等裁判所において不法行為による損害賠償請求が認められた事例などがあり、しかもこれは氷山の一角に過ぎない。

貸金業者は、その違法行為により資金需要者等に対し損害を与えた場合、その損害を被った者に対し、不法行為による損害賠償義務を負担する。

イ. 不当利得返還義務

また、貸金業者はほぼ例外なく利息制限法所定の制限利率を超える割合による利息の契約をし、これを超える割合による利息を受領しており、その際貸金業規制法43条に定める要件を満たしている業者はほとんど存在しない。

その結果、貸金業者に対し完済した場合はほぼ例外なく、また取引継続中であっても取引開始より6～7年以上経過している場合の多くは、債務者の貸金業者に対する支払いは法律上の原因を欠くものである(最高裁判決昭和39年11月18日、最高裁大法廷判決昭和43年11月13日、最高裁判決昭和44年11月25日)。

貸金業者は、法律上の原因なく受領した金員につき、その支払いをした者に対し、不当利得返還義務を負担する。

ウ. 営業保証金と債務の担保

このように、貸金業はその業務に関連して不法行為による損害賠償義務や不当利得返還義務等種々の債務を負担することが極めて多い業種である。

しかしながら、貸金業はその営業に格別の施設や在庫の商品を要しないため、貸金業を営む者は、実質上これら損害賠償義務や不当利得返還義務の支払いの担保となりうるような施設や在庫品を営業上当然に備えているものではない。

このような実情に鑑みると、貸金業者と取引をする資金需要者等に対し、その損害(損失)を補填する途を開き、もって資金需要者等の保護を図るためには、新たに営業保証金制度を設け、貸金業者は、その業務を開始するに当たって営業保証金を供託しなければならないものとし、その営業保証金をもって貸金業者がその業務に関連して負担した債務の支払いを担保することが必要である。

(3) 財産的基盤を有しない者が貸金業を営むことの防止

ア. 貸付金利との関係

平成12年版貸金業白書によれば、大手貸金業者と小規模業者との間では営業収益や営業費用の構造に大きな格差があり、小規模業者になるほど貸付残高に対する営業費用の割合が高くなっている。

また、貸金業者の平均調達金利は、貸付金残高5000億円以上の大手貸金業者では2～3%であるのに対し、貸付金残高3000万円未満の小規模貸金業者では20%前後と、小規模業者になるほど資金調達環境は厳しい。

このような条件下において、十分な資力を有しない者が貸金業を営むことによって利益を上げようとした場合、必然的にその貸付金利は高利とならざるを得ない。

ヤミ金融の中には、その経済的基盤が脆弱であるため、そもそも出資取締法の上限金利の範囲内で貸付を行ったのでは利益を上げることができず、経営が成り立たないという者も多く含まれていることが推認される。

イ. 違法な取立行為等

また、経済的基盤の極めて脆弱な者が貸金業を営む場合、大手貸金業者から融資を断られ窮した資金需要者等を顧客とすることが多くなるため、返済能力を超えた過剰融資が常態化する危険を内包している。

実際、平成12年版貸金業白書によれば、貸付金残高3000万円未満の小規模業者においては、情報センターを利用せず、独自の資料に基づき与信を行う業者が35.9%を占めている。

貸付金残高に対する延滞比率は小規模業者ほど高く、貸付金残高5000億円以上の大手貸金業者における延滞比率が5.6%であるのに対し、貸付金残高3000万円未満の小規模貸金業者における延滞比率は実に44.9%となっており、延滞期間も長期化している例が多い。

ヤミ金融の場合、借主のほとんどが高金利の負担に耐えきれず、早晚遅滞に陥り、その場合法律で禁止された強引・違法な取立行為等に及ぶ可能性が極めて高い。

ウ、営業保証金と貸金業者の財産的基盤

このように、貸金業を健全に遂行するためには相当程度の資力を有することが不可欠の条件である。

貸金業を健全に遂行するに足る財産的基盤を有しない者については、そもそも出資取締法における金利規制、貸金業規制法における業務規制措置規定等を遵守することが期待できず、貸金業を営むこと自体を防止するための措置を講じることが必要である。

営業保証金は、貸金業者が最低限度の資力を有することの証拠金の意味をもち、営業保証金の供託を貸金業者の事業開始の要件とすることによって、貸金業を健全に遂行するに足る財産的基盤を有しない者が貸金業を営むことを防止し、もって貸金業者の社会的信用を高めることを目的とするものである。

(別紙)

営業保証金制度の概要(案)

1. 貸金業者は、営業保証金を主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。
2. 前項の営業保証金の額は、主たる事務所及びその他の事務所ごとに、貸金業者の取引の実情及びその取引の相手方の保護を考慮して、政令で定める額とする。

※ 主たる事務所につき1000万円、その他の事務所につき事務所ごとに500万円の割合による金額の合計額とするのが相当である。

(参考)

- (1) 事務所数に応じて算出する方法(宅建業法、職業安定法)
- (2) 取引額に応じて算出する方法(旅行業法)
- (3) 資本金に応じて算出する方法(信託業法)
- (4) (1)を原則としつつ(2)を加味する方法(割賦販売法における前受業務保証金)

3. 第1項の営業保証金は、内閣府令の定めるところにより、国債証券、地方債証券その他内閣府令に定める有価証券をもって、これに充てることができる。
4. 貸金業者は、営業保証金を供託したときは、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨をその登録を受けた内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
5. 貸金業者は、前項の届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。
6. 内閣総理大臣又は都道府県知事は、貸金業規制法第3条第1項の登録をした日から3か月以内に貸金業者が第4項の規定による届出をしないときは、その届出をすべき旨の催告をしなければならない。
7. 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の催告が到達した日から1か月以内に貸金業者が第4項の届出をしないときは、その登録を取り消すことができる。
8. 貸金業者は、事業の開始後新たに事務所を設置したときは、当該事務所につき第2項の政令で定める額の営業保証金を供託しなければならない。
9. 第1項及び第3項から第5項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。
10. 貸金業者と貸金業に関し取引をした者は、その取引により生じた債権に関し、当該貸金業者が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。
11. 貸金業者が貸金業規制法又はこれに基づく命令の規定に違反することによって

損害を受けた者は、当該貸金業者が供託した営業保証金から、その損害の賠償を受ける権利を有する。

12. 第10項及び第11項の権利の実行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(参考)

宅建業では、「還付を受ける権利を有することを証する書面」(確定判決、和解調書、公正証書、私署証書、債務確認書等)を供託物払渡請求書に添付することによって、個々に、随時に還付請求権の存在を証明して営業保証金の還付を受けることができる。

投資顧問業では、金融庁長官に対する権利の実行の申立により、金融庁長官が、当該営業保証金につき権利を有する者に対し一定期間内に権利の申し出をすべきこと及びその期間内に申し出をしないときは配当手続から除斥されるべきことを公示し(官報掲載)、当該期間経過後に権利の調査を行い(予め期日及び場所を公示し、申立人、当該期間内に権利の申し出をした者及び当該供託者が証拠を提示し意見を述べる機会を与える)、その結果に基づき作成した配当表の公示を経て、配当が実施される。

13. 貸金業者は、第10項又は第11項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第2項の政令で定める額に不足することとなったときは、2週間以内にその不足額を供託しなければならない。
14. 貸金業者は、前項の規定により営業保証金を供託したときは、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、2週間以内に、その旨をその登録を受けた内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
15. 第3項の規定は、第13項の規定により供託する場合に準用する。
16. 事務所移転により最寄りの供託所が変更した場合における営業保証金の保管替え、営業保証金の取り戻し、その他営業保証金に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(業務停止)

現行貸金業規制法36条

内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に対し、1年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

→ 第1号に「第5項(第9項において準用する場合を含む。)、第13項」の規定に違反したとき、を追加する。

(罰則)

現行貸金業規制法48条

次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

→ 「第5項(第9項において準用する場合を含む。)」の規定に違反した者」を追加する。

公証人法の改正を求める意見書

2005年2月18日

日本弁護士連合会

【意見の趣旨】

一部の商工ローン業者・ヤミ金融業者等の囑託により、濫用的な執行認諾公正証書が作成されている現状を改善するため、

1. 次の内容の公証人法の改正を早急に行うべきである。

(1) 公証人の教示義務の法制化

(2) 本人出頭の原則と代理人制度の厳格化

2. 法的に有効に存在する債務額の確認の義務付けを内容とする公証人法改正を検討すべきである。

【意見の理由】

第1 はじめに

近時、商工ローン業者から金銭を借入れ、又は連帯保証人になったところ、支払いを怠った場合に、公証人役場に行ったこともなく、業者から公正証書を作成すると説明されたこともないにもかかわらず、公正証書によって差押えを受けたというようなトラブルや、弁護士に債務整理を依頼した直後に差押を受けたが、利息制限法による充当計算を行うと過払いであったというようなトラブルが多発しており、放置できない状況となっている。また、ヤミ金融業者や家財道具リース金融・車金融のような違法・悪質金融業者が公序良俗に反する高金利の債権を回収するために公正証書を濫用している事案も増えている。

当連合会は、1986年5月に「公証人法に関する意見書」を採択し、クレジット・サラ金業者等の「集団事件」と呼ばれる公正証書において、実質的に債務者が全く知らない間に債権者の意のままに作成されている実態を指摘し、執行力を生ずる公正証書は、原則として債務者側の本人出頭を求めるべきこと、代理人により囑託する場合には、公証人は本人が公証役場に出頭できない理由等を十分釈明することなどの改正を求めた。

しかし、現在まで当連合会の意見が実現されていないことによって、深刻な被害が発生し続けている現状を踏まえ、ドイツにおける公証人法の改正経緯も参考としながら、改めて公証人法の改正を提言する。

第2 被害の実態と問題点

1. 当連合会では、2004年3月5日から4月30日まで、全国の弁護士会を通じて主として消費者問題に携わる会員を対象としたアンケート調査を実施した。

回収数172件のうち、特定の手商工ローン業者に關するものが110件と圧倒的に多く、これを含む商工ローン業者に關するものが122件、消費者金融業者が33件、ヤミ金融業者が12件であった。

2. アンケート結果にみる問題点

(1) 本人不出頭

圧倒的多数の例において、本人が公証人役場に出頭せず、その代理人は債権者の従業員、債権者側で手配する司法書士及びその従業員であった。さらに、金銭消費貸借契約書にカーボン複写で署名し、委任状の認識がないと指摘するものもあった(25件)。

(2) 公正証書の正確な内容が理解されていない

本人が不出頭であったり、代理人として債権者側の者が出頭して作成されているばかりでなく、その作成時期も弁済が遅れた時期が多数(63件)である。さらに、公正証書が送達される時期も弁済が遅れた時期が多数(59件)となっている。債務者は、原契約時に、公正証書が作成されること自体を知らされていないことが殆どで、作成される内容については全く知らされていない。

(3) 利息制限法違反の約定を含む公正証書作成の問題

アンケート結果でも利息制限法により計算すると過払いなのに差押をされたとの回答が多かった。公正証書は利息制限法の範囲内でしか作成されない実務となっているのに(同法26条)、どうしてかとの疑問が出されている。

(4) 取引履歴の開示

アンケート結果によれば、債務者が支払いを怠った時期になって初めて公正証書が作成されているケースが多いことが判った。

これは、公正証書が本来の予防司法としての機能ではなく、訴訟を回避し、安易に執行する手段として利用されていることを示す。

第3 公証人の法的地位と「集団事件」

1. 公証人の法的地位

我が国の公証人制度は、1886年(明治19)年8月11日の公証人規則により創設され、1908(明治41)年4月13日現行公証人法が成立している。同法はドイツの法制にならったものといわれている。

公証人は国家によって任命された公務に従事する公務員(実質的意義もしくは広義の国家公務員)であるが、国家公務員法上の公務員(形式的意義もしくは狭義の国家公務員)と異なって、職務に対する報酬は国からの給与支給ではなく、囑託人が支払う手数料によって賄われている。

2. 「集団事件」とは

前述のアンケート結果でも、一部商工ローン業者による集中利用とそこに多くの問題が生じていることが明らかとなったが、このように特定の業者が同種の執行認諾公正証書の作成嘱託を大量に同一の公証人に持ち込む事件は「集団事件」と呼ばれ、これまで、繰り返し国家賠償訴訟の対象となったり、行政通達で改善が指摘されて来た。

3. 「集団事件」の問題点

- (1) 形式的な手続が履践されていない場合が多い。1990年7月発行の「改訂増補公証事務ハンドブック」では、公証人役場検閲指摘事例の中で、公証人の署名、押印の遺漏、嘱託人の住所が印鑑証明と符合していない等、基本的な形式の不備が多数指摘されている。また、内容についても債務が特定されていないもの、利息制限法に違反するもの、「利息は期限までのものを前払いした」とのみ記載し、利率が不明確なもの等、その不備は多数に上っている。
- (2) 形式的不備を理由とする国家賠償請求事件も提起されており、国が過失を認め、和解条項の中で、国が「今後このような事態の発生しないよう指導に努める。」と約束した事件も複数あるが、それにもかかわらず、その後も同種事案が繰り返されている。
- (3) なお、これら「集団事件」についての問題点は、最近に限ったことではなく、既に1980年代から指摘されてきた。1985年に出された「近時の公正証書に関する裁判例－公証制度の実態と機能に関連させて－」（五十嵐豊久、上原敏夫、春日偉知郎 共著、民事訴訟雑誌31・129頁以下）では、「今日の裁判例の多くの争点は、過去の裁判例においても見いだすことができる。むしろ、同種同類の問題が繰り返し、繰り返し時と所を異にして再生産されている」とし、「個々の裁判例の問題をこえた現在の公証制度がかかえる問題であるといえよう。」（129頁）とされている。

第4 参考になる母国ドイツの法制と実務

前記した我が国の公証制度の問題点を改善する方向を検討する上で、公証人法の母国であるドイツの法制と実務を検討することが不可欠と思われたことから、当連合会ではドイツへの訪問調査を行った。その結果として判明した要点は次のとおりである。

1. ドイツ公証制度の根幹は、公証人に教示義務（証書作成法17条等）を課していること、教示義務違反等公証人に職務上の違反があった場合には、民事上の損害賠償責任が課され（連邦公証人法19条）、教示義務の履行担保措置が講じられていることにある。さらに教示義務遵守を担保するために、1998年と2002年の証書作成法の改正により、消費者契約の場合、消費者の意思表示が消費者本人又は「信頼できる人物」（Vertraue

person) によって公証人の面前でなされることや法律行為の予定の文言が証書作成の2週間前に消費者に届けられることが定められている(証書作成法17条2a項)。

2. 教示義務はドイツ公証制度の「マグナカルタ」とも呼ばれており、証書作成法17条1項、同2項が以下のとおり具体的な内容を定めている。

1項：公証人は、当事者の意思を探求し、事実関係を明らかにし、当事者に行為の法的射程を教示して、当事者の意思表示を誤解のないよう明確に証書中に再現しなければならない。その際、公証人は錯誤と疑問を避けるよう、さらに、無経験で不慣れな当事者が不利益を受けないように注意しなければならない。

2項：行為が法律に適合するか、あるいは、当事者の真意と一致するかにつき、疑いがあるときは、その疑問について当事者と論議しなければならない。公証人が行為の有効性について疑いを抱いたにもかかわらず、当事者が証書作成に固執する場合には、公証人は当事者にした教示内容とそれに対する当事者の釈明を証書中に記載しなければならない。

第5 あるべき公正証書制度

1. 導入されるべき方策

既に指摘したように、近時、我が国において、商工ローン業者等の貸金業者による公正証書のトラブルが多発していることに鑑み、これを防止し、同証書作成の公正さを担保するためには、現在の印鑑証明書による意思確認のみでは全く不十分であり、ドイツの例も参考にして、以下のとおり公証人法の抜本的改正を早急に行うべきである。

(1) 公証人の教示義務の導入

1 公証人は、囑託人の意思を探知して、事実関係を明らかにし、囑託人に囑託事項の法律上の効果を教示して当事者の意思表示を明瞭かつ一義的に証書に記載しなければならない。

その際、公証人は公正証書作成にあたり囑託人に錯誤や疑問を生じないように留意し、囑託人が不当に不利益を受けないように、注意しなければならない。

我が国で公証人法26条、公証人法施行規則13条^{*2}によりドイツと同様、教示義務が課されているとの見解(松村和徳「執行証書の債務名義性に関する一考察」公証法学21号95頁(1992年))があるものの、通説の考えでは、教示義務は法的義務ではないとされている。ドイツの公証人制度を参考にして、上記の教示義務を明示的に法定すべき

である。

(2) 本人出頭の原則と代理人制度の厳格化

- 2 執行認諾公正証書の作成を公証人に囑託する旨の囑託人の意思表示は、囑託人が、公証人の面前においてなすことを要する。
- 3 囑託人は、前項の意思表示を代理人によって行うことができる。この場合、囑託人は、公証人役場において、囑託事項を明記した委任状に認証を受けなければならない。但し、代理人が弁護士である場合には、この限りでない。
- 4 前項の場合においても、囑託人と利益が相反する者は、囑託人の代理人になることができない。
- 5 公証人は、執行認諾公正証書を作成した場合は、囑託人に速やかに証書の謄本を送達しなければならない。

- ① 債務者が知らないうちに公正証書とりわけ執行認諾公正証書が作成されたと訴えるトラブルが多発していることや公証人がその教示義務を果たす機会を確保することのためにも、債務者本人（囑託人）が、原則として公証人の面前に出頭しなければ公正証書を作成することができないような制度にすべきである。
- ② 例外的に代理人による囑託を認める場合には、執行認諾執行証書作成のための委任状について、囑託人が公証人役場（この場合の公証人役場は公正証書を作成する公証人役場に限られず、囑託人の直近の公証人役場でも構わないし、病人等の場合は公証人の出張を求めることもできる）で認証（公証人法第58条以下参照）を受けることとすべきである。さらに、代理人も、現在、債権者側が指定した従業員又は一括受任する司法書士事務所で行われていることから、債権者側の代理人について利益相反する者の就任を禁止すべきである。最高裁判所昭和26年6月1日判決等は執行証書作成について双方代理を否定していることから、現状の代理囑託の問題点に鑑み、代理人の要件として囑託人との「利益相反する者の禁止」を定めることが不可欠である。
- ③ 事後的に当事者に作成された事実及びその内容を知らしめるため、速やかに証書謄本を送達することも必要である。現行法は、代理人により公正証書が作成される場合、「証書を作成した日から3日以内に」通知を発することになっているが（公証人法施行規則第13条の2第1項）、同規定は訓示規定とされ、それゆえ、その履行がなされていないケースが多発している。

2. 検討すべき項目－法的に有効に存在する債務額の確認の義務づけ

- 1 公証人は、執行認諾公正証書を作成する場合又は執行認諾公正証書に執行文を付与する場合、当事者から弁済経過を聴取する等して法的に有効に存在する債務額を調査しなければならない。
- 2 公証人は、法的に有効に存在する債務額を超過した執行認諾公正証書を作成し又は執行文を付与してはならない。

利息制限法による引き直し計算をしないまま、執行調書が作成されたり、執行文が付与されたりしないために、公証人は、執行証書を作成する際、および執行文を付与するにあたり、弁済経過を聴取し、法的に有効に存在する債務額を超過する証書の嘱託を受けてはならない旨、公証人法の改正を検討すべきである。

以 上

* 1 公証人法 26 条 [証書を作成できない事項]

- ① 公証人の法令ニ違反シタル事項、無効ノ法律行為及能力ノ制限ニ因リテ取消スコト得ヘキ法律行為ニ付証書ヲ作成スルコトヲ得ス

* 2 公証人法施行規則 13 条 [法律行為の有効性等に疑いのある場合]

- ① 公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑があるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。

貸金業関係の事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)の 一部改正(案)」に対する意見書

2005年3月18日

日本弁護士連合会

金融庁が本年3月4日付けで公表し、意見募集を行っている「貸金業関係の事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)」の一部改正について、当連合会は次のとおり意見を述べる。

第1 ガイドライン改正に対する意見

「利用者保護の徹底を図るため、貸金業者の説明責任を強化するとともに説明責任を果たすための態勢整備を強く求めるとの観点から改正するもの。」との改正の趣旨には賛成である。

しかし、今般のガイドラインの改正案には、第2で述べるように、貸金業者の説明責任強化及び態勢整備を強く求めるものとしては不十分な点がある。

また、貸金業者の説明責任については、罰則による実効性の確保も必要であり、ガイドラインの改正に止まらず、今後、法律及び施行規則改正の取り組みをなすべきである。

第2 改正案の内容に対する意見

1 貸金業の規制等に関する法律13条第2項の規定に該当するおそれ大きい事項を列挙した3-2-2には、説明責任についての態勢整備に関する事項のみが掲げられ、説明責任それ自体は、3-2-7として新設規定とされているが、説明責任が確実に実行されるようにするためには、3-2-7に定める説明責任が実行されない場合それ自体についても、3-2-2の例示列挙に加え、行政処分の対象となることを明らかにすべきである。

2 公正証書作成委任状についての説明責任に係る規定の新設(新設3-2-7(5))について

賛成する。但し、以下の事項を付加すべきである。

貸金業者が説明を尽くすべき内容を具体的に例示しておかないと、なお形式的説明にとどまる恐れがある。そこで実質的な内容の例示として、例えば、

① 公正証書が作成されると、貸金業者は、あなたに対する裁判手続を経ることなく、その公正証書に基づき、裁判所に対し、あなたの給料・売掛金・動産・不動産への強制執行を申し立てることができます。

② 公正証書は利息制限法所定の制限の範囲内でしか作成することができませんが、借換等をする際に公正証書を作成する場合には、利息制限法上有効に存在する債務残高と異なる貸付金額に基づいて公正証書が作成

されてしまう恐れがあります。

- ③ 仮に利息制限法上有効に存在する債務残高と異なる公正証書が作成されたり、あなたの弁済内容が正しく反映されずに過大な債権額に基づき強制執行がなされたりしても、あなたが、自ら請求異議訴訟等を提起して、強制執行の取消等の申し立てをする負担を負うことになります。

を列挙すべきである。

- 3 「貸金業者が保証人となろうとする者に対して説明すべき事項は、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスク等の実質的な内容にも及ぶことを補足（新設3-2-7（3）」について

賛成する。但し、以下の事項を付加すべきである。

貸金業者が説明を尽くすべき「最悪のシナリオ」の内容を具体的に例示しておかないと、なお形式的説明にとどまる恐れがある。

そこで、「最悪のシナリオ」の具体的内容として、例えば、

- ① 連帯保証人には、催告の抗弁権・検索の抗弁権がないこと。
② 主債務者から「迷惑を絶対にかけない」「自分が払う」「名目だけである」などと説明をされていても、主債務者が支払を怠った場合は、貸付残金に遅延損害金を付した金額を一括で支払わなくてはならないこと。
③ 保証債務を履行するために財産を処分しなければならなくなったり、保証債務を履行できない場合には強制執行等により給料や売掛金等を差押えられたり、破産等の手続きを申し立てざるを得なくなる場合もあること（保証人予定者の職業・財産状況等に即して具体的に説明すること）。

を列挙するべきである。

- 4 「貸金業の規制等に関する法律第13条第2項違反に該当するおそれの大きいものの例示の追加（3-2-2（2）」について

賛成する。但し、以下の事項を付加すべきである。

かかる周知徹底を図っているか否かを確認するためには、「社内規則」「業務マニュアル」「従業員研修の日時・内容」「違反が存した従業員・管理者に対する貸金業者の対処（懲戒処分の有無等）」を財務局又は都道府県知事に届け出をさせ、これをホームページ等で公表させる必要がある。

第3 改正案が不十分であるからさらに追加すべき点

今回の改正案は、特に保証契約の法的効果と、強制執行認諾付き公正証書の作成委任状を交付する場合の内容・効果についての貸金業者の説明責任等を強化しようとするものであるが、利用者保護の観点からは、さらに例示として、以下の点を貸金業者の説明責任として追加・補足すべきである。

- 1 利息制限法を超える約定利息を定める貸付について

- ① 利息制限法を超える約定部分が無効であること
② 超過部分の支払を強制されないこと

を分かり易く説明するよう定めるべきである。

- 2 ガイドライン3-2-8（改正後）（1）の「債務者、保証人その他の債

務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときには協力すること。」との規定は、貸金業者の説明責任の一類型を定めたものといえるが、貸金業者の中には、「債務の弁済を行おうとする者」との文言を根拠に、利息制限法所定の制限利率による充当計算を行うと債務不存在あるいは過払となる場合には、「債務の弁済を行おうとする者」には該当しないとして取引履歴の開示に協力しない者が多い。そこで、貸金業者の貸付後の取引内容にかかる説明責任の強化という観点から、このガイドラインの規定について、上記のような貸金業者の解釈を許さないために、「債務の弁済を行おうとする者」の文言を削除し、「債務者、保証人及びその代理人、あるいは代位弁済者から、」との文言に改めるべきである。また、開示すべき範囲を明文化し、過去の取引履歴（貸借関係が中断していた場合の以前の取引履歴も含む）を全て開示することを義務付けるべきである。

以 上

2006年6月1日

「貸金業制度等に関する小委員会」ヒアリング6（量的規制等）

発表資料

日本弁護士連合会 上限金利引下げ実現本部
本部長代行 弁護士 宇都宮 健児

1 過剰与信について

- ・大手貸金業者も含めて、信用情報センターへの加盟業者の中だけでも過剰与信が行われている。
- ・違反に対しては行政処分を行うなど、過剰与信禁止規定の実効性を確保する制度が必要。
- ・過剰与信によって生み出された「多重債務者」と見える者が、真実は、完済・過払状態になっていることも少なくない。

<参考資料>

過剰与信の実例
報告書

2 信用情報

- ・個人信用情報の流出は、ヤミ金融被害等を生み出す。
- ・厳しい参入規制等を前提とすることが必要。

<参考資料>

新聞記事

3 広告規制

- ・2000年（前回金利引き下げ時）以降、サラ金のCM量が大幅に増加、与信残高も増加。

<参考資料>

「サラ金テレビCMの現状と規制について」（抜粋）
貸金業者の業態別貸付残高推移（貸金業懇談会資料14-4）
サラ金のテレビCMの中止を求める意見書（2004.5.8）

4 相談体制について

- ・法的な救済もまだ十分に行き渡っていない。相談窓口の拡充が必要。
- ・ヤミ金融問題は多重債務問題の一側面であって、そのすべてではない。

<参考資料>

相談件数等について

2006年4月7日

報 告 書

日本弁護士連合会

上限金利引き下げ実現本部

本部長代行 宇都宮健児
(報告者)

1 資料の説明

資料の「全情連信用情報記録開示書」は、静岡県在住の司法書士に債務整理を依頼した債務者が、全情連から自己の信用情報記録の開示を受けたものであり、報告者が個人的に入手したものである。

2 開示された信用情報の分析

ケース	貸付件数	貸付金額 合計(万円)	残高金額 (万円)	包括契約 の件数	更新の件数	備考
ケース1	8	297.4	259.8	8	8 (再契約を含む)	
ケース2	7	369.4	250.9	8	8	
ケース3	10	356.6	354.9	8	8	貸付件数欄は9件とされるが、表自体は10件ある。
ケース4	7	294.1	275.2	7	7 (再契約を含む)	
ケース5	9	434.1	338.1	8	8	
ケース6	8	232.3	220.5	6	6	その他保証1件 49.9万円
ケース7	9	259.6	169.6	8	6	
ケース8	7	433.3	349.7	3	6	

【参考】 本人の属性 (司法書士の聞き取りによる)

ケース1 50代の男性 年収600万 月収40万 自営業

ケース2 40代の女性 年収84万 月収7万 パート

* 1と2は夫婦

ケース3 30代の男性 年収400万 月収25万 会社員

ケース4 30代の男性 年収400万 月収24万 会社員

ケース5 40代の男性 年収360万 月収25万 会社員

ケース6 40代の女性 年収90万 月収7万 パート

ケース7 50代の男性 年収400万 月収24万 会社員

ケース8 70代の女性 年収70万 月収6万 年金生活者

(借り入れ時には飲食店経営)

3 信用情報から判明する事実

- ① 消費者金融はごく一部の中小業者を除き、包括契約を結び、更新を繰り返していること。

短期、小口との利用実態は、信用情報を見る限り実際のニーズとは異なっている。

- ② 1～8ケース平均で

貸付件数7.88件、残高金額276万円

であり、以上の情報の上で大手を中心に継続的な貸付を行っている。

- ③ これらのケースで貸付金額と残高があまり変わっていないのは、実質は借りて返す自転車操業であることに由来すると考えられる。

- ④ また、大手が保証人付で150万円の融資を実行してその日のうちに中小業者2社への債務を完済している（いわゆる「おまとめローン」と思われる）が、後になって同じ中小業者が再び貸付けをして、結果的には総債務が増大しているとの事実も窺われる（ケース8）。

- ⑤ 過剰貸付規制は、信用情報センターへの加入率を高めることや、信用情報の統合によって実現可能であるとの意見もあるが、ホワイト情報交流が既の実現されている消費者金融業界のみの信用情報の中ですら、このように、過剰な与信と知りながら継続的な貸付がなされているのが実情である。

以上

4-2①

全 済 連 信 用 情 報 記 録 開 示 書
(1 / 1)

登録氏名	カナ氏名	生年月日	性別
漢字氏名			
住所	カナ住所		
	漢字住所		
自宅電話番号	連絡先電話番号	勤務先電話番号	
カナ勤務先名	漢字勤務先名		

<貸付概略情報>

主債務	貸付件数合計	8 件	貸付金額合計	297.4 万円	残高金額合計	259.8 万円
保証契約	貸付件数合計	0 件	貸付金額合計	0.0 万円	残高金額合計	0.0 万円

登録会員名	取引区分 貸付区分	包括 除外	貸付日 入金日	入金予定日 残高確認日	完済日 返済日	貸付金額 残高金額	信種 シマ 審査中	異動参考内容 異動参考発生日
✓ <貸付完済情報> (株) ライフ 渋谷支店	更新 無担保	包括	H.17/10/14 04/00/00	H.17/11/04		19.9 万円 19.9 万円	東京	
✓ (株) ライフ 渋谷支店	再契約 取信無保	包括	H.13/05/28 H.16/07/06			8.2 万円 0.0 万円	東京	
✓ プロミス (株) 静岡支店	更新 無担保	包括	H.16/03/05 H.17/11/01	H.17/12/08		19.6 万円 13.3 万円	静岡	
三井信販 (株) 沼津店	更新 無担保	包括	H.16/04/12 H.17/11/01	H.17/12/08		29.0 万円 21.9 万円	静岡	
✓ 三和ファイナンス (株) 静岡支店	更新 無担保	包括	H.16/05/01 H.17/11/02	H.17/12/02		19.3 万円 12.0 万円	静岡	
✓ アイフル (株) 静岡店	更新 無担保	包括	H.16/07/08 H.17/10/13	H.17/11/14		49.8 万円 34.3 万円	静岡	
✓ 丸和商事 (株) ニコニコクレジット 静岡駅前店	更新 無担保	包括	H.17/09/07 H.17/11/07	H.17/12/05		60.0 万円 48.6 万円	静岡	
(株) ライフキャッシュプラザ静岡店	更新 無担保	包括	H.17/10/14 00/00/00	H.17/11/04		49.9 万円 49.9 万円	静岡	
✓ CFJ (株) アイク静岡中央支店	更新 無担保	包括	H.17/11/02 00/00/00	H.17/12/02		59.9 万円 59.9 万円	静岡	

(注) この開示書は、全済連加盟の情報センターに登録されている信用情報のご確認のみを目的としたものです。
この開示書の利用・管理等に關してお客様が不利益を被られても、いずれの情報センターにおきましても
一切責任を負いません。

<貸付概略情報>

4-2③

P.02/05

主債務 貸付件数合計 9件 貸付金額合計 356.6万円 残高金額合計 354.9万円
保証契約 〇件 〇.0万円 〇.0万円

登録会番号 <貸付完了情報>	取引区分 貸付区分	包括 個別	貸付日 入金日	入金予定日 残高確認日	完済日 譲渡日	貸付金額 残高金額	管轄セカ 調査中	更新予定日 更新発生日
(株)ワイド 静岡支店	更新	包括 無担保	H14.11.11. H14.12.05	H15.01.06		29.9万円 29.6万円	静岡	延滞 H15.04.08. 破産申立 H15.02.09.
(株)ワイド	新規	無担保個別	H14.06.10.		H14.6.12.	20.0万円 0.0万円	静岡	
ロミス 西日本CRセンター	更新	包括 無担保	H14.07.29. H14.11.14	H14.12.19.		99.9万円 99.7万円	大阪	延滞 H15.03.20.
(株)武富士 管理部	更新	包括 無担保	H14.11.05. H14.12.05.	H15.01.06		49.9万円 48.9万円	東京	延滞 H15.04.07. 破産申立 H14.12.19.
GEコンシューマー ファイナンス(株) 静岡支店	更新	包括 無担保	H14.11.05. 00/00/00	H14.12.05.		29.9万円 29.9万円	静岡	延滞 H15.03.06.
アiful(株)静岡店	更新	無担保	H14.11.14. 00/00/00	H14.12.13.		39.9万円 39.9万円	静岡	延滞 H14.03.14. 破産申立 H14.12.19.
シー(株)	新規	包括 無担保	H14.12.05. 00/00/00	H14.12.05.		37.3万円 37.3万円	東京	延滞 H15.03.06. 破産申立 H14.12.19.
(株)スーパ CRセンター	更新	包括 無担保	H14.12.05. H14.12.17.	H15.01.21.		20.0万円 19.8万円	大阪	延滞 H15.04.22.
アコム(株) 静岡駅前支店	更新	包括 無担保	H14.12.08 00/00/00	H14.12.19.		39.9万円 39.9万円	静岡	延滞 H15.03.20.
ライフ 東日本管理セク	更新	包括 無担保	H14.12.13 H14.12.13.	H15.01.10.		9.9万円 9.9万円	東京	延滞 H15.04.11. 破産申立 H14.12.24. 強制執行 H14.12.24.

$$\{1, \dots, 1\}$$

〈貸付振込情報〉

30

4-2⑤

保証契約 0件

主債務

貸付数

94年

貸付金額合計

434.1万円

残高金額

338.1万円

貸付日 入金日	入金残日	貸付金 残高
11月30日 更新 包括 静岡本部 無担保	H12.5.11 H16.7.13	49.9万 6.1万
三和ビル 静岡支店 更新 無担保	H14.7.31 H16.7.26	30.0万 14.6万
静岡上野原駅前店 更新 無担保	H14.9.30 H16.6.30	49.9万 44.6万
P24 静岡駅前支店 更新 無担保	H14.10.21 H16.6.30	49.9万 44.0万
P47 静岡中央店 更新 無担保	H15.3.24 H15.4.24	99.2万 0.0万
4 更新 無担保	H16.6.21 H16.7.28	99.8万 99.7万
工17 更新 無担保	H16.3.01 H16.8.05	35.0万 27.8万
P11 更新 包括 静岡清水店 無担保	H16.7.21 0000 H16.8.21	19.9万 19.9万
P11 更新 無担保	H16.7.28 0000 H16.8.21	49.9万 49.9万

4-7(6)

全 国 連 信 用 情 報 記 録 開 示 書
(1 / 1)

登録氏名	カナ氏名	生年月日	性別	女性
	漢字氏名			
住所	カナ住所			
	漢字住所			
自宅電話番号	連絡先電話番号	勤務先電話番号		
カナ勤務先名	漢字勤務先名			

＜貸付履歴情報＞

主債者	貸付件数合計	3 件	貸付金額合計	232.9 万円	残高金額合計	220.5 万円
保証契約	貸付件数合計	1 件	貸付金額合計	49.9 万円	残高金額合計	49.9 万円

登録会員名	取引区分 貸付区分	包括 個別	貸付日 入金日	入金予定日 残高降額日	完済日 返済日	貸付金額 残高金額	管轄セク ター	異動参考内容 異動参考発生日
＜貸付完済情報＞ (株) ユアーズ豊橋支店	新規 無担保	包括	H.17/04/28		H.17/06/24	20.0 万円 0.0 万円	中部	
(株) ユアーズ豊橋支店	更新 保証人付	包括	H.17/06/24 H.17/10/31	H.17/11/30		30.0 万円 29.4 万円	中部	
三和フィナンサー (株) 静岡支店	更新 無担保	包括	H.17/06/15 H.17/10/31	H.17/11/30		29.9 万円 25.9 万円	静岡	
(株) エイワ静岡店	更新 無担保	個別	H.17/08/12 H.17/11/07	H.17/12/12		35.0 万円 30.5 万円	静岡	
(株) ライフキャッシュプラザ静岡店	更新 無担保	包括	H.17/08/30 H.17/10/31	H.17/11/30		39.9 万円 38.7 万円	静岡	
オリエント信販 (株) 東日本コンタクトセンター	更新 無担保	包括	H.17/09/28 H.17/10/31	H.17/11/30		29.9 万円 29.3 万円	東京	
(株) ホワイトテラス	新規 無担保	包括	H.17/09/29 H.17/11/07	H.17/12/05		5.0 万円 4.5 万円	東京	
アコム (株) 静岡駅前支店	更新 無担保	包括	H.17/10/03 H.17/11/04	H.17/12/09		49.6 万円 49.5 万円	静岡	
(株) ベストライフ 本店	新規 無担保	個別	H.17/10/07 H.17/10/28	H.17/11/28		13.0 万円 12.7 万円	大阪	
＜保証契約情報＞ アコム (株) 保証審査チーム	更新 保証非会	包括	H.17/10/31 00/00/00	H.17/11/01		49.9 万円 49.9 万円	東京	

(注) この開示書は、全国連加盟の情報センターに登録されている信用情報の正確性のみを目的としたものです。
この開示書の利用・管理等に関してお客様が不利益を被られても、いずれの情報センターにおきましても
一切責任を負いません。

4-2(7)

全 国 連 合 信 用 信 息 開 示 書

登録氏名	カナ氏名	生年月日	性別
	漢字氏名		
住所	カナ住所		
	漢字住所		
自宅電話番号	連絡先電話番号	勤務先電話番号	
カナ勤務先名	漢字勤務先名		

＜貸付履歴情報＞

主債務	貸付件数合計	9 件	貸付金額合計	253.6 万円	残高金額合計	189.6 万円
保証契約	貸付件数合計	0 件	貸付金額合計	0.0 万円	残高金額合計	0.0 万円

登録会員名	取引区分 貸付区分	包括 区別	貸付日 入金日	入金予定日 返済確認日	完済日 振替日	貸付金額 残高金額	管理センター 調査中	異動参考内容 異動参考発生日
＜貸付完済情報＞ (株) 武富士静岡駅前支店	再契約 無担保	包括	H.08/06/03		H.14/02/25	49.3 万円 0.0 万円	静岡	
アコム (株) 静岡駅前支店	更新 無担保	包括	H.08/06/07 H.18/03/28	H.18/03/28		49.9 万円 6.3 万円	静岡	
(株) クレディア静岡支店	更新 無担保	包括	H.08/07/27 H.18/02/07	H.18/03/08		49.9 万円 10.2 万円	静岡	
アエル (株) 静岡支店	更新 無担保	個別	H.09/11/15		H.14/07/26	49.0 万円 0.0 万円	静岡	
CFJ (株) カウンセリングセンター	更新 無担保	包括	H.09/09/18		H.14/11/28	20.7 万円 0.0 万円	東京	
(株) グオークローン名古屋駅前支店	新規 無担保	包括	H.17/12/07 H.18/03/01	H.18/04/03		10.0 万円 9.1 万円	中部	
丸和商事 (株) ニコニコクレジット 静岡駅前店	再契約 無担保	包括	H.17/12/13 H.18/02/28	H.18/04/03		50.0 万円 47.0 万円	静岡	
(株) ワイド静岡支店	新規 無担保	包括	H.18/01/05 H.18/03/01	H.18/04/03		20.0 万円 19.2 万円	静岡	
中野殖産 (株)	新規 無担保	個別	H.18/01/10 H.18/03/09	H.18/04/09		20.0 万円 18.6 万円	兵庫	
(株) ユアーズ豊橋支店	新規 無担保	包括	H.18/02/01 H.18/02/28	H.18/03/31		10.0 万円 9.7 万円	中部	
アイフル (株) 静岡店	更新 無担保	包括	H.18/02/07 H.18/03/01	H.18/04/05		9.9 万円 9.6 万円	静岡	
(株) ライフキャッシュプラザ静岡店	更新 無担保	包括	H.18/03/08 00/00/00	H.18/03/31		39.9 万円 39.9 万円	静岡	

(注) この開示書は、全連連加盟の情報センターに登録されている信用情報のご確認のみを目的としたものです。
この開示書の利用・管理等に関してお客様が不利益を被られても、いずれの情報センターにおきましても
一切責任を負いません。

4-2④

全流通信用情報記録開示書
(1/1)

登録氏名	カナ氏名	生年月日	性別	女性
	漢字氏名			
住所	カナ住所			
	漢字住所			
自宅電話番号	連絡先電話番号	勤務先電話番号		
カナ勤務先名	漢字勤務先名			

<貸付総括情報>

主債権	貸付件数合計	7 件	貸付金額合計	433.3 万円	残高金額合計	349.7 万円
保証契約	貸付件数合計	0 件	貸付金額合計	0.0 万円	残高金額合計	0.0 万円

登録会員名	取引区分 貸付区分	包括 類別	貸付日 入金日	入金予定日 残高確定日	完済日 返済日	貸付金額 残高金額	管轄 セン 調査中	異動参考内容 異動参考発生日
<貸付完済情報> (株) 栄光	更新 無担保	個別	H.10/09/10		H.14/01/10	50.0 万円 0.0 万円	東京	
(株) セゾンファンデックス	更新 無担保	包括	H.10/10/18		H.15/05/30	1.3 万円 0.0 万円	東京	
アコム (株) 静岡駅前支店	更新 無担保	包括	H.15/05/22 H.17/08/06	H.17/09/12		49.9 万円 29.5 万円	静岡	債務整理 H.17/08/19
(株) エイワ静岡店	更新 無担保	個別	H.17/06/07 H.17/07/07	H.17/08/08		31.0 万円 23.7 万円	静岡	
(株) エイワ静岡店	更新 無担保	個別	H.16/12/18		H.16/08/23	33.0 万円 0.0 万円	静岡	
丸和商事 (株) ニコニコクレジット 静岡駅前店	更新 無担保	包括	H.16/04/26 H.17/07/15	H.17/08/15		50.0 万円 38.2 万円	静岡	債務整理 H.17/08/19
(株) サンコーヨー ユーヨー静岡支店	更新 無担保	個別	H.17/06/27 H.17/08/18	H.17/08/17		15.0 万円 12.2 万円	静岡	
(株) サンコーヨー ユーヨー静岡支店	更新 無担保	個別	H.16/08/27		H.16/09/30	38.0 万円 0.0 万円	静岡	
(株) 丸甲 マルコ一本店	更新 無担保	個別	H.17/06/27 H.17/08/16	H.17/08/17		15.0 万円 12.2 万円	静岡	
(株) 丸甲 マルコ一本店	更新 保証人付	個別	H.16/08/30		H.16/08/30	40.0 万円 0.0 万円	静岡	
(株) ニッシン静岡支店	新規 保証人付	個別	H.16/09/30 H.17/08/09	H.17/08/02		150.0 万円 95.5 万円	静岡	債務整理 H.17/08/17
CFJ (株) アイク静岡支店	更新 無担保	包括	H.17/07/24 00/00/00	H.17/08/05		122.4 万円 122.4 万円	静岡	債務整理 H.17/08/17
(株) アサヒ静岡支店	更新 無担保	個別	H.17/08/04		H.17/08/19	110.0 万円 0.0 万円	静岡	

(注) この開示書は、全流通加盟の情報センターに登録されている信用情報の確認のみを目的としたものです。
この開示書の利用・管理等に関してお客様が不利益を被られても、いずれの情報センターにおきましても
一切責任を負いません。

	資本金	資本剰余金	準備金	繰上利益剰余金	当座預金	現金	短期有価証券	貸倒引当金	長期有価証券	固定資産	負債	純資産
プライム	¥200,000	¥183,345	¥267,575	¥458,398	¥411,070	¥-95,947	¥-146,947	¥297,000	¥499,227	¥494,978	¥297,000	¥297,000
GEコンシューマーマーファインانس(株)		¥250,000	¥231,392	¥242,895	¥387,696	¥499,975				¥494,978		
アコム(株)			¥200,000	¥194,331	¥291,994	¥297,666				¥295,654		
(株)クレディア				¥230,000	¥496,588	¥492,109				¥499,419		
アイフル(株)					¥200,000	¥497,746				¥172,584		
オリエント信販						¥150,000				¥494,000		
丸和商事										¥441,472		
合計金額	¥200,000	¥433,345	¥898,967	¥1,125,624	¥1,787,348	¥2,234,496				¥2,695,107		

※ 合計金額からは過払分を除き、推計を出す上で、プライムについてH14.5.28、H17.10.31は最後残金¥297,000を入れて合計を出している。

資料
2

貸付残高・総貸付額・総支払額・利息制限法残高表

債務者 47歳 女性 パート 年収84万円

行番号	債権者名	貸付残高 元	総貸付額 元	総支払額 元	利息制限法残高 元	利息期間
1	プライム	H10.12.18	¥297,000	¥1,563,271	¥1,868,266	6年11ヶ月
2	GEコンシューマー・ファイナンス(株)	H11.1.22	¥494,976	¥1,499,522	¥1,850,522	6年10ヶ月
3	アコム(株)	H11.3.24	¥296,664	¥466,000	¥694,000	6年8ヶ月
4	㈱クレディア	H11.7.8	¥230,000	¥1,116,982	¥1,504,000	6年4ヶ月
5	アイフル(株)	H11.11.9	¥172,584	¥843,000	¥1,309,880	6年
6	オリエント信販	H14.5.28	¥494,000	¥669,000	¥782,000	3年6ヶ月
7	丸和商事	H15.2.17	¥486,203	¥755,297	¥632,000	2年9ヶ月
			¥2,471,427	¥6,903,072	¥8,640,668	

引き直し後

1/3

資料
4の1

業者名 GEコンシューマー・ファイナンス㈱

債務者 ~~XXXXXXXXXX~~

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	返済金の 利息(5%)
H11.1.22	250,000				18%	0			250,000	0	
H11.2.4		13,000	13		18%	1,602	0	11,398	238,602	0	
H11.3.1		13,000	25		18%	2,841	0	10,059	228,543	0	
H11.4.2		13,000	32		18%	3,606	0	9,394	219,149	0	
H11.5.6		13,000	34		18%	3,674	0	9,326	209,823	0	
H11.5.17	30,000		11		18%	1,138	0	0	239,823	1,138	
H11.6.4		13,000	18		18%	2,128	0	9,734	230,089	0	
H11.6.28	10,000		24		18%	2,723	0	0	240,089	2,723	
H11.7.5		13,000	7		18%	828	0	9,449	230,640	0	
H11.8.4		13,000	30		18%	3,412	0	9,588	221,052	0	
H11.8.20	120,000		16		18%	1,744	0	0	341,052	1,744	
H11.8.29	20,000		9		18%	1,513	0	0	361,052	3,257	
H11.9.3		18,000	5		18%	890	0	13,853	347,199	0	
H11.9.6	30,000		3		18%	513	0	0	377,199	513	
H11.10.4		18,000	28		18%	5,208	0	12,279	364,920	0	
H11.10.7	10,000		3		18%	539	0	0	374,920	539	
H11.11.2		18,000	26		18%	4,807	0	12,654	362,266	0	
H11.11.26	10,000		24		18%	4,287	0	0	372,266	4,287	
H11.12.3		18,000	7		18%	1,285	0	12,428	359,838	0	
H12.1.5		18,000	33		18%	5,855	0	12,145	347,693	0	
H12.2.4		18,000	30		18%	5,143	0	12,857	334,836	0	
H12.2.9	100,000		5		18%	825	0	0	434,836	825	
H12.2.28		15,000	19		18%	4,074	0	10,101	424,735	0	
H12.2.28	10,000		0		18%	0	0	0	434,735	0	
H12.3.3		20,000	4		18%	857	0	19,143	415,592	0	
H12.3.27		15,000	24		18%	4,918	0	10,082	405,510	0	
H12.3.27	10,000		0		18%	0	0	0	415,510	0	
H12.4.6		18,000	10		18%	2,049	0	15,951	399,559	0	
H12.4.25		20,000	19		18%	3,743	0	16,257	383,302	0	
H12.4.25	15,000		0		18%	0	0	0	398,302	0	
H12.5.2		18,000	7		18%	1,374	0	16,626	381,676	0	
H12.5.29		15,000	27		18%	5,082	0	9,918	371,758	0	
H12.5.29	10,000		0		18%	0	0	0	381,758	0	
H12.6.6		18,000	8		18%	1,506	0	16,494	365,264	0	
H12.6.27		15,000	21		18%	3,782	0	11,218	354,046	0	
H12.6.27	20,000		0		18%	0	0	0	374,046	0	
H12.7.3		18,000	6		18%	1,106	0	16,894	357,152	0	
H12.7.27		15,000	24		18%	4,227	0	10,773	346,379	0	
H12.7.27	10,000		0		18%	0	0	0	356,379	0	
H12.8.5		20,000	9		18%	1,581	0	18,419	337,960	0	
H12.8.28		15,000	23		18%	3,833	0	11,167	326,793	0	
H12.8.28	10,000		0		18%	0	0	0	336,793	0	
H12.8.28	5,000		0		18%	0	0	0	341,793	0	
H12.9.4		18,000	7		18%	1,179	0	16,821	324,972	0	
H12.9.27		15,000	23		18%	3,685	0	11,315	313,657	0	
H12.9.27	12,000		0		18%	0	0	0	325,657	0	
H12.10.6		18,000	9		18%	1,445	0	16,555	309,102	0	
H12.10.26		10,000	20		18%	3,048	0	6,952	302,150	0	
H12.10.26		89,038	0		18%	0	0	89,038	213,112	0	
H12.10.26		295,484	0		18%	0	0	295,484	-82,372	0	
H12.10.26	384,522		0		0%	0	0	0	302,150	0	0
H12.10.26	115,000		0		18%	0	0	0	417,150	0	
H12.11.6		16,000	11		18%	2,262	0	13,738	403,412	0	
H12.12.1		16,000	25		18%	4,973	0	11,027	392,385	0	

2/3

業者名 GEコンシューマーファイナンス㈱

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)
H13.1.5		16,000	35		18%	6,772	0	9,228	383,157	0	
H13.2.5		16,000	31		18%	5,857	0	10,143	373,014	0	
H13.3.2		16,000	25		18%	4,598	0	11,402	361,612	0	
H13.4.2		16,000	31		18%	5,528	0	10,472	351,140	0	
H13.5.1		16,000	29		18%	5,921	0	10,979	340,161	0	
H13.5.24	40,000		23		18%	3,858	0	0	380,161	3,858	
H13.5.24	6,000		0		18%	0	0	0	386,161	3,858	
H13.6.4		16,000	11		18%	2,094	0	10,048	376,113	0	
H13.7.3		16,000	29		18%	5,378	0	10,622	365,491	0	
H13.8.3		16,000	31		18%	5,587	0	10,413	355,078	0	
H13.8.25	10,000		22		18%	3,852	0	0	365,078	3,852	
H13.9.5		16,000	11		18%	1,980	0	10,168	354,910	0	
H13.10.5		16,000	30		18%	5,250	0	10,750	344,160	0	
H13.10.12	10,000		7		18%	1,188	0	0	354,160	1,188	
H13.11.2		16,000	21		18%	3,667	0	11,145	343,015	0	
H13.11.7	10,000		5		18%	845	0	0	353,015	845	
H13.12.3		16,000	26		18%	4,528	0	10,629	342,386	0	
H14.1.4		16,000	32		18%	5,403	0	10,597	331,789	0	
H14.1.20	9,000		16		18%	2,617	0	0	340,789	2,617	
H14.2.4		16,000	15		18%	2,520	0	10,863	329,926	0	
H14.3.4		16,000	28		18%	4,555	0	11,445	318,481	0	
H14.3.28	10,000		24		18%	3,769	0	0	328,481	3,769	
H14.4.4		16,000	7		18%	1,133	0	11,098	317,383	0	
H14.5.2		20,000	28		18%	4,382	0	15,618	301,765	0	
H14.5.2	15,000		0		18%	0	0	0	316,765	0	
H14.6.3		20,000	32		18%	4,998	0	15,002	301,763	0	
H14.6.3	8,000		0		18%	0	0	0	309,763	0	
H14.7.3		16,000	30		18%	4,582	0	11,418	298,345	0	
H14.7.3	5,000		0		18%	0	0	0	303,345	0	
H14.8.7		16,000	35		18%	5,235	0	10,765	292,580	0	
H14.9.5		16,000	29		18%	4,184	0	11,816	280,764	0	
H14.9.5	8,000		0		18%	0	0	0	288,764	0	
H14.10.7		16,000	32		18%	4,556	0	11,444	277,320	0	
H14.11.6		16,000	30		18%	4,102	0	11,898	265,422	0	
H14.11.6	9,000		0		18%	0	0	0	274,422	0	
H14.12.6		16,000	30		18%	4,059	0	11,941	262,481	0	
H15.1.6		16,000	31		18%	4,012	0	11,988	250,493	0	
H15.1.6	10,000		0		18%	0	0	0	260,493	0	
H15.2.6		16,000	31		18%	3,982	0	12,018	248,475	0	
H15.2.6	4,000		0		18%	0	0	0	252,475	0	
H15.3.6		16,000	28		18%	3,486	0	12,514	239,961	0	
H15.3.17	6,000		11		18%	1,301	0	0	245,961	1,301	
H15.4.7		16,000	21		18%	2,547	0	12,152	233,809	0	
H15.4.7	4,000		0		18%	0	0	0	237,809	0	
H15.5.6		16,000	29		18%	3,400	0	12,600	225,209	0	
H15.5.15	6,000		9		18%	999	0	0	231,209	999	
H15.6.6		16,000	22		18%	2,508	0	12,493	218,716	0	
H15.6.6	4,000		0		18%	0	0	0	222,716	0	
H15.7.5		16,000	29		18%	3,185	0	12,815	209,901	0	
H15.7.5	5,000		0		18%	0	0	0	214,901	0	
H15.8.6		16,000	32		18%	3,391	0	12,609	202,292	0	
H15.8.23	5,000		17		18%	1,695	0	0	207,292	1,695	
H15.9.5		16,000	13		18%	1,328	0	12,977	194,315	0	
H15.9.5	5,000		0		18%	0	0	0	199,315	0	

第25回クレ・サラ被害者交流集会
第3分科会

サラ金テレビCM現状と規制について

2005.11.12

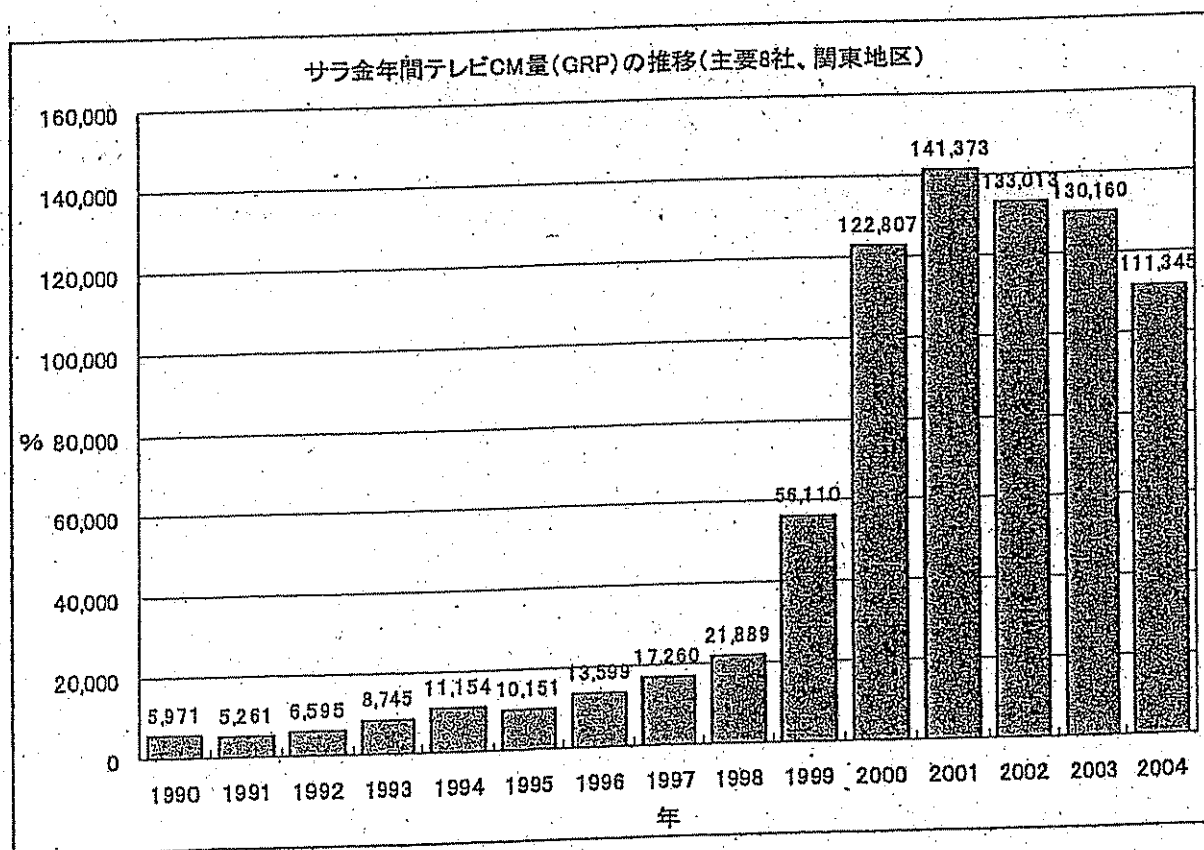
東京情報大学講師
江草 普二

I、サラ金テレビ CM の現状

1、サラ金テレビ CM の推移

大手サラ金8社（アイフル、アコム、三洋信販、三和ファイナンス、シンキ、GE コンシューマファイン（レイク）、武富士、プロミス）のテレビ CM 量（関東地区、単位＝GRP※）合計の推移を示したものが下記グラフです。（※お詫び、この時点では CFJ のデータを含めていません。）

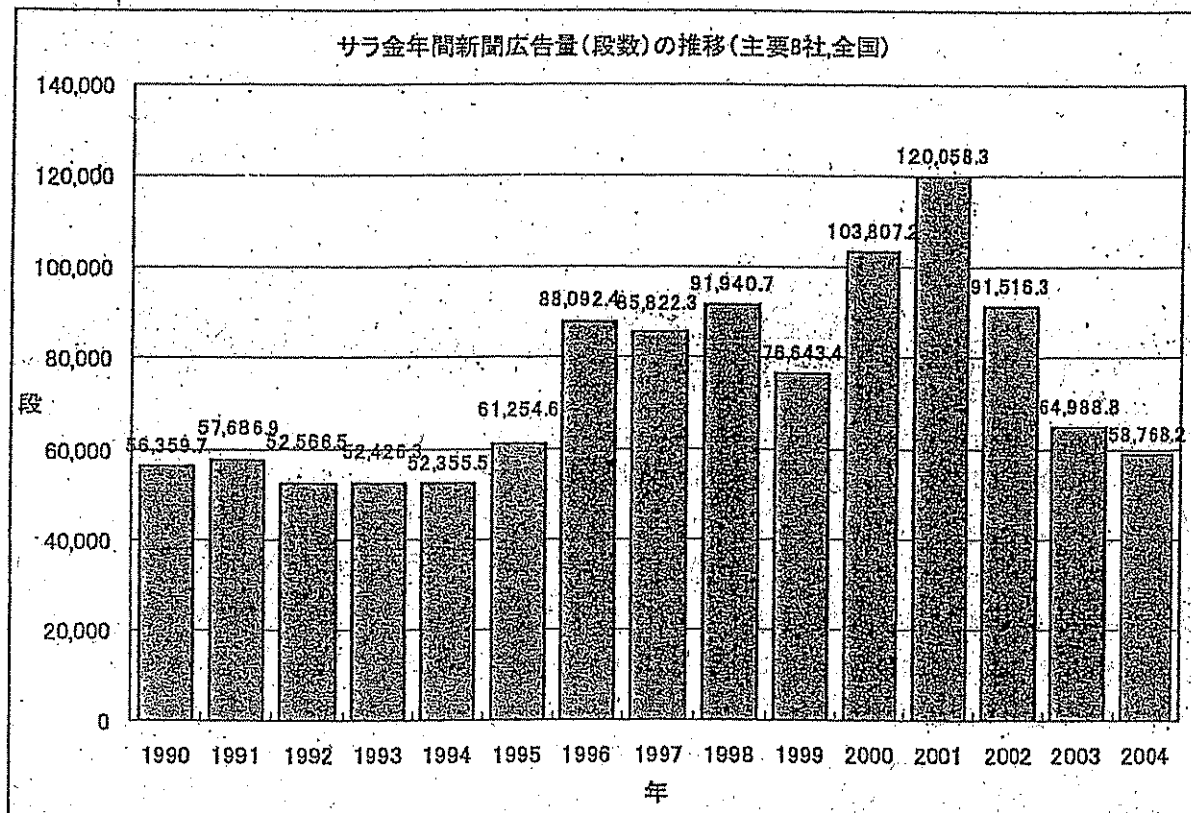
8社合計の GRP が1998年には21,889%であったものが、1999年56,110%、2000年には122,807%となっています。サラ金テレビ CM が2000年を境に6倍近くと急増した状況が示されています。この間、東京キー局でサラ金 CM が解禁され、最後まで解禁しなかったTBSも2001/4より解禁したことなどもこの急増に関係していると思われます。



※GRP：テレビ CM の視聴率を合計した数値。テレビ CM を1本オンエアすると10%などの視聴率を獲得します。1本毎の視聴率を合計したものがGRPと言われる値となり、テレビ CM の影響の大きさを表す指標となります。上記の2001年のサラ金テレビ CM 141,373%は、全世帯が1回 CM を見る数値が100%ですので、年間に全世帯が1,413回サラ金 CM を視聴していることをあらわしています。これは全世帯が1日当たり3.9回サラ金 CM を見ていることを示しています。なお、関東地区の全世帯は1,200万世帯余です。

2、サラ金新聞広告量の推移

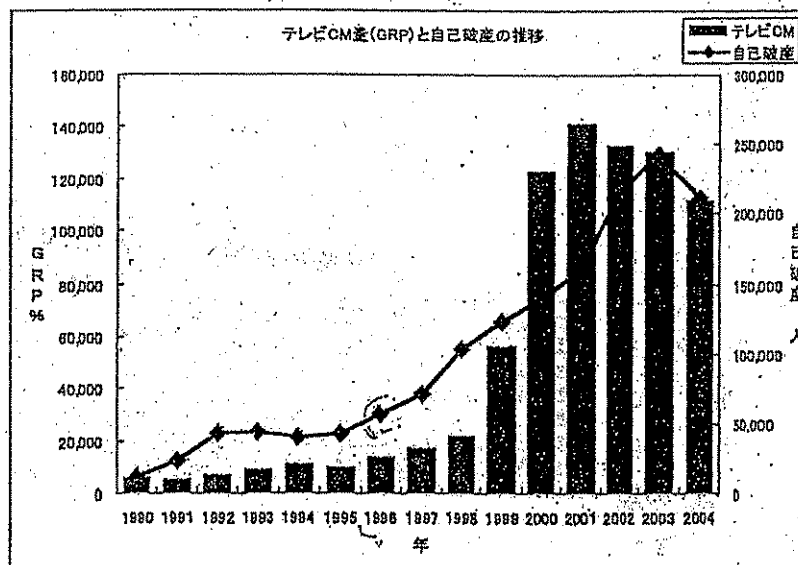
同じ時期、同じ8社のサラ金新聞広告の推移は、1996年より増え始めていますが1995年の61,254段がピーク時の2001年の120,058段までほぼ2倍となっています。さらに、テレビCMは急増した水準を維持しています(2004年低下の傾向は武富士の自粛によるもの)が、新聞広告は2003年時点で以前のレベルにもどっています。テレビCMも高い水準で推移するのでなく、新聞広告のように従来レベルにもとす必要があります。



3、サラ金テレビCM量の推移と外部指標の相関

サラ金テレビCM量の推移と自己破産件数の推移を見たものが右です。

このグラフのようにこの2つには高い相関が見られます。構造的にも気軽に謝金を勧めるサラ金CMは自己破産の入り口であることはまちがえありません。サラ金テレビCMの規制が求められている所以です。

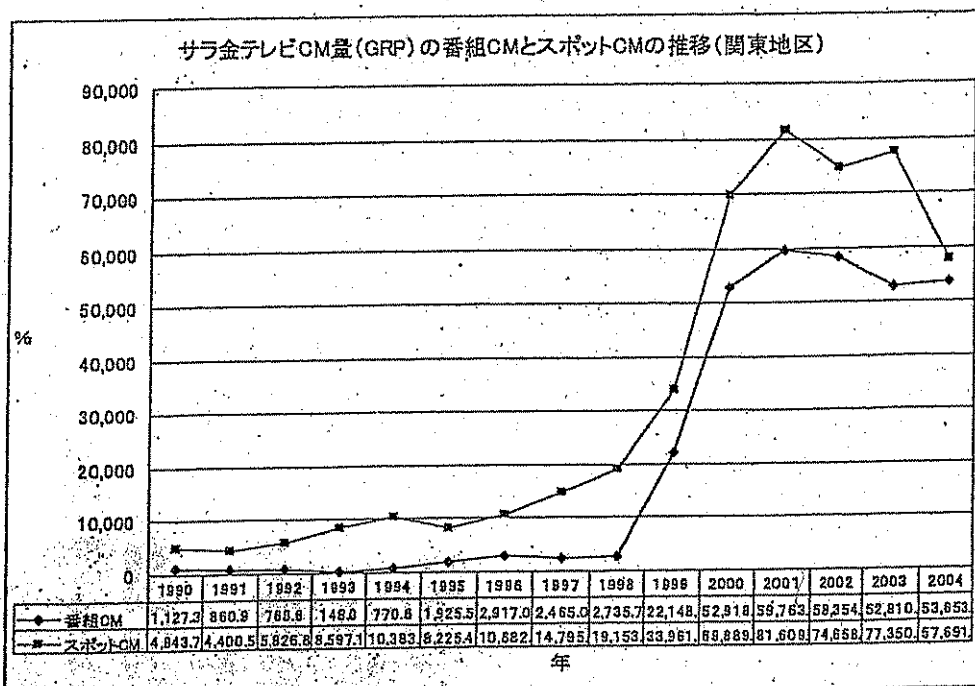


4、サラ金テレビCMの種類

テレビCMには番組CMとスポットCMの2種類があります。サラ金CMがこの2種類のどちらを利用しているかを時系列で見たものが右です。

当初はスポットCMが多数を占めていましたが、1999年を境にして番組CMの比重がスポットと同程度

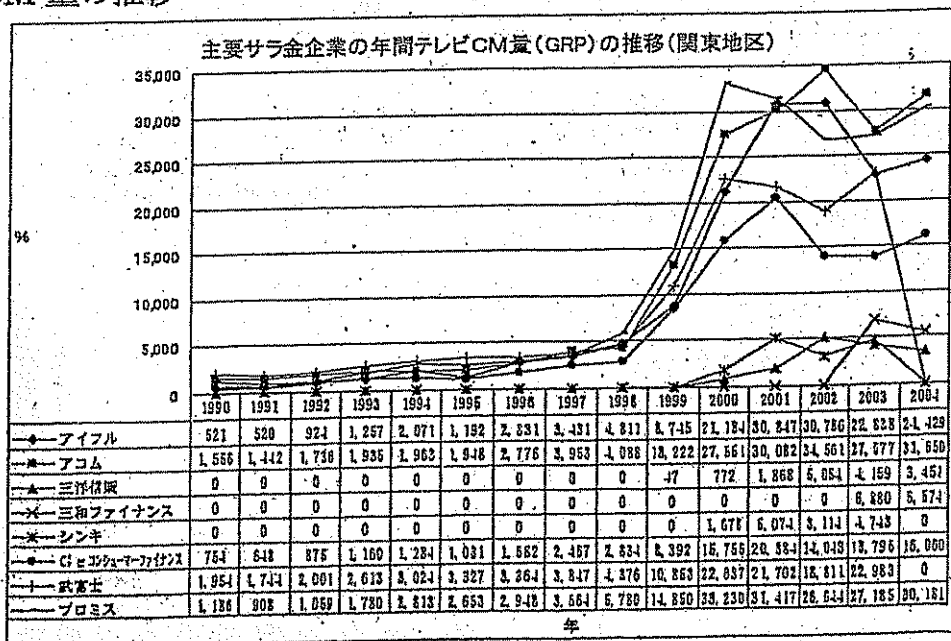
となっています。番組CMは「この番組は〇〇の提供です。」とアナウンスの入るCMで、よりスポンサーとしての影響は強くなります。提供スポンサーの顔色を伺って番組内容に影響が現れないよう、提供番組については市民の目からチェックを行う必要があります。
※番組CM、スポットCM：番組CMは秒数が30秒（スポットは15秒）と長く、情報の量・印象の強さが勝ります。また、番組CMは番組について全国にネットされていることが多く、スポットはそのエリア内のみ放送されるとの差があります。



5、各社のテレビCM量の推移

各社のテレビCM量の推移を右グラフに示しました。

大量のテレビCMを数年に渡って投下しているところは、アイフル、アコム、GEコンシューマーファイナンス（レイク）、武富士、プロミスの5社です。この5社をターゲットにしてテレビCMの規制を構築する必要があります。



貸金業者各業態の貸付金残高の推移

(単位:億円、%)

	8年3月末	9年3月末	11年3月末	12年3月末	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末	17年3月末
消費者向無担保貸金業者	64,771 (24.1)	74,833 (15.5)	89,845 (20.1)	95,948 (6.8)	106,263 (10.8)	119,341 (12.3)	120,074 (0.6)	117,169 (2.4)	116,720 (0.4)
消費者向有担保貸金業者	6,065 (25.8)	5,768 (4.9)	4,185 (27.4)	3,514 (16.0)	2,755 (21.6)	2,877 (4.4)	2,187 (24.0)	2,288 (4.6)	1,824 (20.3)
消費者向住宅向貸金業者	14,843 (5.1)	14,137 (4.8)	8,589 (39.2)	13,751 (60.1)	15,054 (9.5)	12,427 (17.5)	8,067 (35.1)	7,226 (10.4)	5,751 (20.4)
事業者向貸金業者	358,489 (9.0)	339,906 (5.2)	267,382 (21.3)	204,360 (23.6)	179,977 (11.9)	178,909 (0.6)	222,336 (24.3)	228,062 (2.6)	193,333 (15.2)
手形割引業者	5,527 (30.3)	4,190 (24.2)	4,709 (12.4)	4,272 (9.3)	4,274 (0.0)	3,697 (13.5)	2,702 (26.9)	2,679 (0.9)	2,385 (11.0)
クレジットカード会社	12,586 (0.6)	12,391 (1.5)	13,228 (6.8)	19,268 (45.7)	12,888 (33.1)	16,233 (26.0)	16,828 (3.7)	16,202 (3.7)	14,706 (9.2)
信販会社	63,222 (1.9)	58,461 (7.5)	59,979 (2.6)	54,170 (9.7)	62,052 (14.6)	51,917 (16.3)	47,702 (8.1)	50,870 (6.6)	53,093 (4.4)
流通・メーカー系会社	12,024 (16.6)	11,274 (6.2)	11,764 (4.3)	9,547 (18.8)	6,882 (27.9)	5,632 (18.2)	5,412 (3.9)	6,765 (25.0)	6,903 (2.0)
建設・不動産業者	36,236 (21.5)	24,907 (31.3)	24,262 (2.6)	23,774 (2.0)	17,841 (25.0)	12,085 (32.3)	9,248 (23.5)	7,313 (20.9)	5,507 (24.7)
質屋	1,212 (30.1)	1,359 (12.1)	1,591 (17.1)	1,279 (19.6)	1,341 (4.8)	988 (26.3)	425 (57.0)	437 (2.8)	240 (45.1)
リース会社	109,539 (11.7)	93,381 (14.8)	59,117 (36.7)	45,797 (22.5)	35,035 (23.5)	33,350 (4.8)	32,375 (2.9)	28,416 (12.2)	32,379 (13.9)
日賦貸金業者	801 (106.4)	603 (24.7)	652 (8.1)	691 (6.0)	754 (9.1)	694 (8.0)	576 (17.0)	607 (5.4)	660 (8.7)
合計	685,320 (6.6)	641,216 (6.4)	545,309 (15.0)	476,376 (12.6)	445,123 (6.6)	438,154 (1.6)	467,937 (6.8)	468,040 (0.0)	433,506 (7.4)

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) カッコ内の数字は対前年伸び率(%)。

(注3) 毎年の集計対象業者数は異なっている。

(注4) 平成10年3月末は未集計。

(注5) 貸付残高については、1千万円以下の単位を切り捨てている。

